

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.26

好調マクロ経済の裏側 他

=====

《index》

1. 好調マクロ経済の裏側(大山)
 2. 大手金融機関の不正な販売慣行に係る調査報告書(中野)
 3. 安定するアジア経済に忍び寄る逆風(熊谷)
 4. 新興国における腐敗問題(茂木)
 5. 講演最新情報(2017年5月時点)
- =====

4. 海外リスクに関するトピックス

新興国における腐敗問題

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 茂木寿

ドイツ・ベルリンに本部を置く非政治組織であるトランスパレンシー・インターナショナル(Transparency International)が毎年1月に発表する世界各国の腐敗認識指数(CPI: Corruption Perceptions Index)は各国の腐敗・汚職の度合いを知る上で重要な情報となっています。今年(2017年)1月に発表された2016年のCPIは、世界176ヶ国について、10の機関が調査した13種類のアンケート調査結果を基に計算された指数で、最も清廉な状況である100から、最も腐敗している0までの数字で評価されています。ちなみに、176ヶ国の平均は43.0で、問題があるとされる50未満の国の数は全世界の約7割を占める結果となっています(ちなみに、米国は74.0で18位、日本は72.0で20位となっています)。

近年、日本企業の進出が拡大している新興国でも、CPIは低い状況となっています。例えば、BRICs、VISTA、NEXT11、ASEAN、計24ヶ国の平均は38.0であり、全世界の平均をも下回っている状況です。ちなみに、24ヶ国中CPIが50以上の国はシンガポール(84.0(7位))、ブルネイ(58.0(41位))、韓国(53.0(52位))の3ヶ国のみという状況です。

このCPIが新興国で低い理由としては、いくつか挙げることが出来ます。まず、新興国と言われる国は大国が多いことが挙げられます。一般的に、大国の多くで連邦制又はそれに準じる体制となっており、州政府の権限等も大きく、行政組織が重層化・複雑化・非効率化していることから、汚職・腐敗を助長する要因となっています。また、行政組織が重層化することにより、公務員の数・権限が多いことも、その傾向を助長しています。更に、新興国の多くの国が社会主義国又はかつて社

会主義的な政治体制であったことから、公務員の給与が同国内の民間企業よりも抑えられていることが多く、そのことも汚職・腐敗問題が解決できない要因ともなっています。

海外ビジネスにおいて、現地政府・公的機関・国有企業等の汚職・腐敗の問題は、現地に進出している企業の活動に大きな影響を与えます。一般的に、どの国でも公務員等に対する贈賄等を禁止しており、厳しい罰則を課す国も多い状況です。外国公務員への贈賄禁止については、OECD(経済協力開発機構)外国公務員贈賄防止条約が1999年2月に発効し、OECD加盟国を中心に現在約40ヶ国が同条約に締約しており、国際社会でも取り組みが図られています。なお、この40ヶ国の中にはOECD非加盟国であるブルガリア、ブラジル、アルゼンチン、南アフリカ、ロシア、コロンビア等も締約しており、海外における贈賄等に厳しく対処する姿勢を示しています。

この条約の締約国は外国公務員に対する贈賄等を禁止する国内法を制定しており、特に米国では連邦海外腐敗行為防止法(FCPA)に基づき、日本企業を含む多くの海外企業を摘発し、巨額な罰金を課すケースが数多くなされています。また、英国の2010年贈収賄法(UK Bribery Act 2010)では、私人間の贈収賄も処罰対象とする等、現状では世界で最も厳しい汚職行為に関する法令となっています。

米国、英国で摘発された例では、汚職・腐敗が実行された国の大部分が新興国となっていることから、新興国における汚職・腐敗の問題は、企業の対応如何によっては、米国、英国等から摘発される可能性が大きく高まることに、十分留意する必要があります。企業における対策としては、米国当局、英国当局のいずれも、「リスク評価」の実施を強調しています。つまり、国別にどの国で、腐敗防止関連法に抵触する可能性が高いかを評価し、リスクの高い国から対処していくことが推奨されています。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。